

交	01	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

交 企 第 3 5 0 号  
( 交 規 、 交 指 )  
令 和 4 年 1 2 月 2 日

運 転 免 許 課 長  
交 通 機 動 隊 長 殿  
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長  
各 警 察 署 長

交 通 部 長

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用に係る交通警察運営上の留意事項  
について

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運  
送事業の用に供する車両について、令和4年10月27日から、軽乗用車（人の運送の用に供  
する軽自動車をいう。以下同じ。）であっても、同法第36条第1項に規定する届出（以下  
「経営届出」という。）を受理することとされた。

その概要及び交通警察運営上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾  
のないようにされたい。

## 記

### 第1 概要

#### 1 従来の運用

国土交通省においては、経営届出の受理に当たって、貨物軽自動車運送事業の用に  
供する軽自動車の構造等について、自動車検査証に最大積載重量の記載のある車両に  
限って受理することとされ、軽乗用車の使用は認められていなかった。

#### 2 運用の変更等

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「貨物軽自動車運送  
事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可  
能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる」こととされ、

国土交通省においては、別添の通達のとおり、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、また、貨物軽自動車運送事業の用に供する軽乗用車（以下「貨物軽乗用車」という。）に積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とする制限（以下「指定重量制限」という。）を示した。

この点、運輸支局等においては、貨物軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を営業者に対し、経営届出を受理した際に、指定重量制限を超えた貨物及び有償での旅客の運送をしてはならない旨の周知及び指導を行うこと等とされている。

## 第2 交通警察の運営上の留意事項

### 1 安全運転管理者等の選任等

貨物軽自動車運送事業を営業者は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項に規定する「自動車の使用者」に当たることから、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の8第1項及び第2項で定める台数以上の自動車を使用する場合は、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任しなければならない。

この点、これまで使用していた自動車の台数では安全運転管理者等の選任義務がなかった貨物軽自動車運送事業を営業者について、貨物軽乗用車を導入することによって、新たに選任義務が生じることも想定される。

各所属においては、運輸支局等と連携し、安全運転管理者制度の周知を図るほか、未選任事業所の効果的・効率的な把握に努め、確実な選任に向けた環境整備を進めるとともに、酒気帯びの有無の確認等に関する義務の徹底を図るなどの使用者対策を着実に推進すること。

### 2 指定重量制限超過車両の認知時の対応

貨物軽乗用車については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第2号において、積載物の重量の制限が定められていないため、法第57条第1項に規定する積載物重量制限超過として取り扱うことはできないことに留意すること。

### 3 交通規制

「貨物車」を対象とし、又は除外する交通規制において、貨物軽乗用車は、貨物配送の用務中であっても、当該「貨物車」に含まれないことから、公平性等に十分配慮したきめ細かな駐車規制となるよう留意すること。

この点、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について」（平成30年3月9日付け青警本交規第759号）に基づく取組を推進しているところ、「貨物集配中の

貨物車」について駐車規制の緩和を行っている道路又は緩和を行おうとする道路において、駐車規制の緩和の対象を「貨物集配中の車両」とするなど、地域の実情に沿った駐車規制となるよう留意すること。

#### 4 交通事故統計原票

貨物軽乗用車が、交通事故の当事者となった場合の交通事故統計原票の「当事者種別」（本票④③、補充票⑩）及び「用途別」（本票④⑤、補充票⑪）の入力については、

○当事者種別：「04」（「乗用車」「軽自動車」）

○用途別：「21」（「乗用車・貨物車・二輪車」「事業用」「貨物」）

となることから、誤りのないよう留意すること。

#### 5 その他

前記1から4までについて、職員への指導教養を徹底すること。

#### 【本件担当】

交通企画課交通部企画係

交通指導課指導取締係

交通規制課規制第一係